

中学3年生及び保護者の皆さまへ

高校等進学のための奨学金等制度のご案内(概要)

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp	保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のもので、以下の算式により算出された額(保護者合算)により判定します。	下記[貸付限度額(年額)]の範囲内で希望する額[1万円単位] (無利子) ◎申請時期 ・予約募集(奨学金・入学時増額奨学金とも) 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃で各学校が定める期間 ・在学募集(奨学金のみ(※2)) 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学金は、進学後に申込みできません。
記載内容は、令和5年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。	【奨学金】 [所得基準] 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民の調整控除の額 (政令指定都市に市町村民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) 1 国公立・私立とも 251,100円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上 347,100円未満 (同 800万円以上 1,000万円未満)	[貸付限度額] 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)＋その他教育費 10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学金】	[所得基準] 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が154,500円未満(同590万円未満)	[貸付限度額] 国公立：5万円以内(通信制課程も同額) 私立：25万円以内(通信制課程は15万円以内)

返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束とおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度(主なもの)

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp	・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること。) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯(他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくこととなります。)	・教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支度費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) 子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター) http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html ※貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。また、要件により貸付できない場合があります。	・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)等が扶養する子 ・父母のない20歳未満の児童 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	《私立、自宅通学の場合》 ・修学資金：無利子(月額) 高校・専修(高等) … 45,000円以内 高専 … 48,000円以内 (高校授業料実質無償化分は貸付対象外) ・就学支度資金：無利子(入学時のみ) 高校・専修(高等) … 410,000円以内 高専 … 580,000円以内 ※貸付限度額は、国公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ※大阪府育英会との併用については貸付額に制限があります。 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※滞納した場合には、違約金(延滞金)がかかります。

裏面もご覧ください

名称・問い合わせ先	資格	貸与額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前 3-2-12 電話(06)6941-0351 内線 3433	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者(親権者等)それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 また、令和5年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること(科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。)。	◎貸与額 月額 9,000 円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬(予定) ◎貸与決定時期 12月中旬(予定)
交通遺児育英会奨学金 (公財)交通遺児育英会 7-1-14 (0120) 521286 https://www.kotsuiji.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生 (申込時 25 歳までの人) 家計基準 高校・高専 世帯収入が 780 万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は 360 万円以下の方	・奨学金(月額)(無利子・一部給付あり) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択(うち一律1万円は給付) ・入学一時金(無利子・全額貸与、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5級)を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	・奨学金(月額)(貸与奨学金は無利子) 高校・高専(1～3年生) 月額 30,000 円(給付) ・私立高校入学一時金(無利子・予約採用者に限る) 300,000 円(貸与) ・あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金(一時金・高校奨学生で翌年4月に短大、専修各種学校に進学予定の人) 300,000 円(給付) ・進学支度一時金(無利子・高校奨学生で翌年4月に短大、専修各種学校に進学予定の人) 400,000 円(貸与) ◎他制度と併用できません
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財)大阪交通災害遺族会 電話(06)6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	・大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	・入学準備金(無利息) 公立高校・高等専門学校 100,000 円 私立高校・専門学校 200,000 円 ・奨学金(無利息) 毎月最高2万円まで
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 790万円(600万円) 2人 890万円(690万円) 3人 990万円(790万円) 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得790万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒1人につき上限350万円 利率 年1.95%(令和5年3月現在) 返済期間 最長18年 ※金利は変更となる事がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認ください。
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用(予定)者で、奨学金が貸与される前に入学金や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60万円以内 利率 年1.95%(令和5年3月現在) ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、

大阪府教育委員会のホームページ

大阪府 奨学金について

検索

でご覧いただけます。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】

- ◎大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599(平日の午前9時～午後6時)
- ◎各市町村の進路相談窓口
お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりと返還計画を立ててください。

大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）

大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に、奨学金の貸付を行っています。

【奨学金の種類】

- ・入学時増額奨学資金：高校等（中等教育学校の後期課程を除く）入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けます。
- ・奨学資金：高校等在学中に、必要な学資を貸し付けます。

○申込資格者

- ・保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学を希望、又は在学する生徒の方
※成績要件はありません。

○申込期間等

募集区分	申込期間	申込先
予約募集 (奨学資金・入学時増額奨学資金)	中学校3年生の 9月上旬から10月上旬頃で 各中学校が定める期間	在学している中学校
在学募集 (奨学資金のみ) ※入学時増額奨学資金は申込みできません。	高校等進学（進級）後の 4月中旬から5月上旬頃で 各高校等が定める期間	在学している高校等

○所得基準・貸付限度額等

区分	対象学校	所得基準		貸付限度額【年額】 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額【1万円単位】)
		下記【算式】 による算出額	年収めやす (※1)	
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	～800万円	授業料実質負担額(※2)＋その他教育費10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円)
	私立のみ	251,100円以上 347,100円未満	800万円～ 1,000万円	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限。 府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯 が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。)
入学時増額奨学資金	国公立 私立	154,500円未満	～590万円	国公立 5万円以内（通信制課程も同額） 私立 25万円以内（通信制課程は15万円以内）

【算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者合算）
(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)

- 上記は、令和5年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。
- (※1)保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のもので、実際は、上記算式により算出された額（保護者合算）により判定します。
- (※2)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

○奨学金の返還

- ・高校等を卒業後、6ヶ月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。
 - (1)入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合
 - ・返還月額4,000円（返還年額48,000円） 返還期間 5年3ヶ月
 - (2)奨学資金のみ「30万円」を借りた場合
 - ・返還月額8,000円（返還年額96,000円） 返還期間 3年2ヶ月
 - (3)入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」の「総額55万円」を借りた場合
 - ・返還月額10,000円（返還年額120,000円） 返還期間 4年7ヶ月

○返還の猶予・減免

- ・借入された方が、病気や経済的な理由により、約束どおりの返還が困難となった場合、返還が猶予される場合があります。また、死亡や障害等によって返還することができなくなった場合、返還が免除される場合があります。
- ・返還の猶予や減免には、所定の手続きが必要です。必ず大阪府育英会に連絡してください。

上記奨学金に関する問い合わせ先
在学する学校 又は 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課（電話番号06-6357-6272）

高校における1年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、概ね年収が910万円未満の方は、申請することにより、高等学校就学支援金が支給され、授業料の納付は必要ありません。

高等学校等就学支援金

※支給資格の確認は、年収ではなく、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額で行います。

この額が507,000円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。必ず道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を確認ください。

2 私立高校

	必要な経費（全日制平均）
入 学 料	164,196円
授 業 料	445,174円
施設設備費等	149,510円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省 「令和4年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」より抜粋

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

区分	公立			私立			
	第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年	
④ 学校教育費	468,797	276,366	189,079	1,022,188	658,897	560,460	
内 訳	授業料	53,377	50,328	52,681	286,024	288,166	291,250
	修学旅行・遠足・見学費	4,949	46,678	6,850	15,546	56,860	6,999
	学級・児童会・生徒会費	11,098	7,602	7,842	14,668	12,898	11,551
	PTA会費	6,988	5,525	5,321	10,574	8,712	8,650
	その他の学校納付金 ※1	71,377	15,870	14,819	301,056	89,743	87,425
	寄附金	865	644	389	6,329	3,127	3,705
	教科書費・教科書以外の図書費	47,030	27,418	19,929	56,487	34,314	23,904
	学用品・実験実習材料費	43,361	12,380	10,608	48,394	15,335	12,939
	教科外活動費	62,699	40,290	16,234	73,245	44,098	22,637
	通学費	69,257	50,914	37,401	90,931	83,987	67,871
	制服	68,735	7,222	3,931	88,638	10,721	7,237
通学用品費	22,012	9,047	7,613	21,531	8,116	5,961	
その他	7,049	2,448	5,461	8,765	2,820	10,331	
⑤ 学校外活動費 ※2	160,662	181,529	266,683	254,790	282,976	377,090	
学 習 費 総 額 (④+⑤)	629,459	457,895	455,762	1,276,978	941,873	937,550	

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における施設設備資金及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に關係する学習をするために支出した経費や、知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

※文部科学省 「令和3年度子供の学習費調査」より抜粋